

1月24日からの大雪による列車立ち往生への対応

1. 事案概要

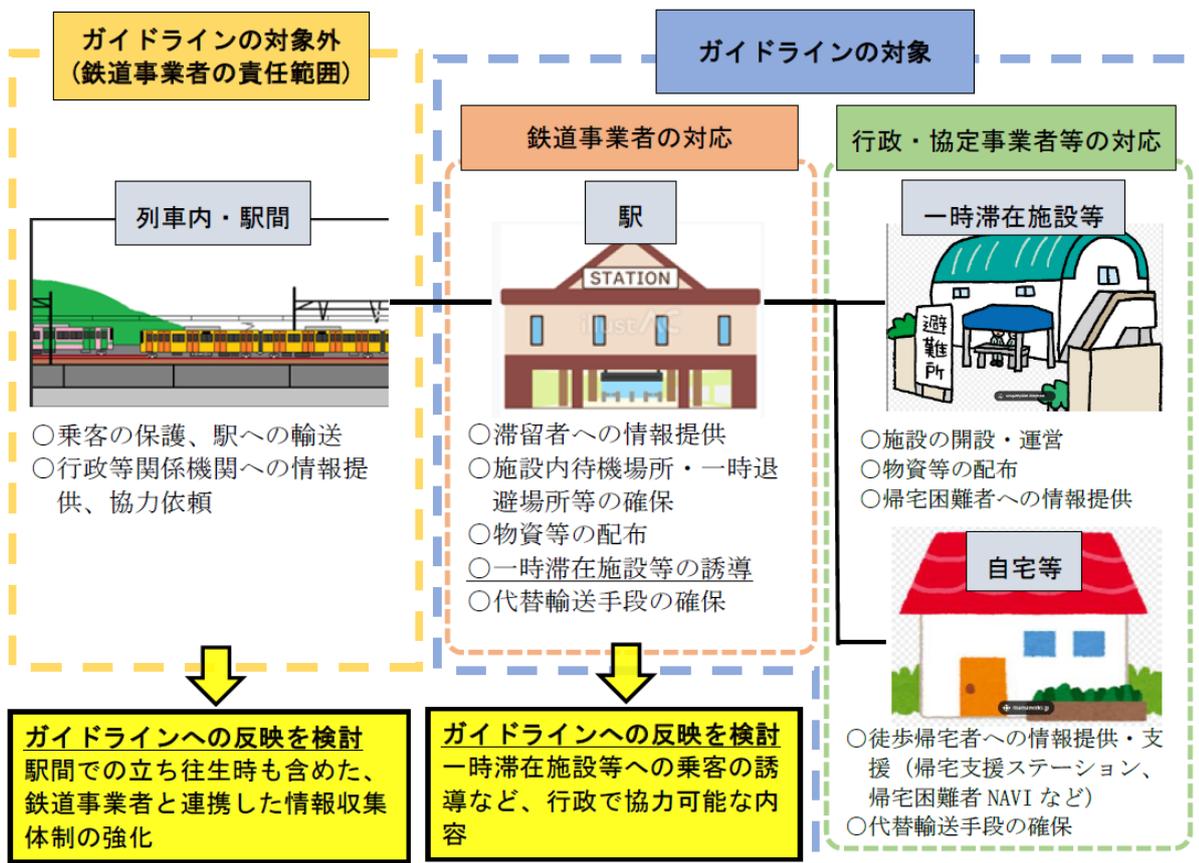
1月24日からの大雪により、JR 琵琶湖線・京都線で機器トラブル（分岐器不転換）が発生し、山科～島本町駅間で15本の列車が駅間停車するなど、京都府・滋賀県で帰宅困難者が発生する事態となった。

関西広域帰宅困難者対策ガイドラインは、地震などの災害以外の事案にも活用することとしており、帰宅困難者の発生を知った関係自治体では一時滞在施設の開設や物資の配布等、これに沿った対応が行われたが、鉄道事業者からの連絡が十分行われない中、情報収集のあり方が課題になった。

2. ガイドライン改訂の必要性

本事案において課題となった、駅間での長時間の停車・立ち往生に伴う車両内での乗客の保護については、鉄道事業者側の責任で対応すべき範疇のものである。

これまでガイドラインでは、駅間での長時間の停車・立ち往生は想定に入っていなかったため、今後は鉄道事業者と連携した情報収集体制の強化や、駅などからの乗客の誘導といった行政が協力可能な事項について、次回のガイドライン改訂時に盛り込むことを検討する。



3. ガイドライン改訂予定

昨年8月に内閣府の「首都直下地震帰宅困難者等対策検討委員会」にて「帰宅困難者等対策に関する今後の対応方針」がとりまとめられ、令和5年夏から秋頃に国の「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」が改訂される予定であり、これに併せて広域連合のガイドラインも改訂することとしている。改訂に向けては、本事案の課題と対応について鉄道事業者等が参画する広域連合の「帰宅支援に関する協議会」で議論する予定であり、検討内容は連合委員会にも適宜報告する。

4. 参考（その他の取組）

「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」に基づく徒歩帰宅者への支援の拡充を検討する。

【現在の協定の内容】

店舗における水道水、トイレ、道路情報等の提供

【新たな取組み】

今回の事案では、駅で一夜を過ごす乗客が多く発生したことに伴い、駅前飲食店による営業時間外の自主的な滞留者の受入れが効果を発揮したケースが見られた。このため、一時的な休憩や携帯電話の充電などに対応できる事業者との協定締結に向けて交渉を行う。